

廿日市市空家等管理活用支援法人指定及び空き家バンク運営業務委託 質問に対する回答

No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	実施要領	7	10 (4) 提出書類	弊社はまだ1年を経過しておらず、前事業年度が無い場合は提出不要でも構いませんか？	実施要領8頁の10 (4) クに規定する「前事業年度の事業計画書、収支決算書及び貸借対照表」については、提出が必要です。 実施要領8頁の11 (2) のとおり、本業務を受託するためには入札参加資格の認定を受ける必要がありますが、創業以来1度も決算を迎えていない場合は認定を受けることができないため、本業務を受託することができません。 詳しくは、市ホームページをご確認ください。 (https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/85024.html)
2	実施要領	7	10 (4) 提出書類	当該事業年度のフォーマットは自社で作成するフォーマットでよろしいでしょうか？	実施要領8頁の10 (4) イ、エ及びカ～サに規定する書類は任意の様式で構いません。
3	実施要領	3	3 (2) 支援法人の指定数	指定法人数について、プロポーザル実施要領のP3の(2)支援法人の指定数には、「指定する支援法人の数は、3法人」とありますが、廿日市市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針には、「5の支援法人の指定数は3法人以内」とありますが3法人がそろわなくても事業を実施するのでしょうか？	実施要領11頁の14 (5) アのとおり、企画提案書を提出した者が3社以上の場合に、企画提案書の審査を行います。 同頁の14 (5) オのとおり、企画提案書を審査した結果、業務委託契約候補者が2者以上の場合に、支援法人の指定及びバンク業務の委託を実施します。
	方針	—	5 支援法人の指定数		
4	実施要領	7	10 (4) 提出書類	提出書類について、プロポーザル実施要領のP7、8の提出資料について、「エ、カ～コ」は任意の様式で問題ないですか？	実施要領8頁の10 (4) イ、エ及びカ～サに規定する書類は任意の様式で構いません。
5	実施要領	7	10 (4) 提出書類	「サ バンク業務に関する計画書 (任意A4 1枚)」は、廿日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の1枚目の第2条第2項 (8) には「法第24条各号に規定する業務に関する計画書」と記載がありますが事務取扱要綱の記載を参考に計画書を作成したらよいですか？	実施要領8頁の10 (4) サに規定する「バンク業務に関する計画書 (任意A4 1枚)」をご提出ください。 計画書の作成にあたっては、廿日市市空き家バンク運営業務仕様書をご参照ください。
	事務取扱要綱	—	第2条第2項第8号		
6	実施要領	9	12 (4) 提出書類	企画提案書について、プロポーザル実施要領のP9に「様式3を含め10ページ以内で簡潔に」とありますが、企画提案書の中に会社説明資料のようなものは想定されていますか？他の提出書類で確認できるため、あくまで提案に関する資料のみの作成で問題ないですか？	企画提案書裏面に会社概要を記載していただきますが、それ以外の会社説明資料を含めるかどうかは任意となります。企画提案書は、実施要領10頁の14 (2) に規定する「審査項目及び評価基準」に基づき審査されますので、その評価のために必要な内容とすることが有意と捉えられます。
7	実施要領	9	12 (4) 提出書類	事業者の事業内容について、プロポーザル実施要領のP9に事業者の事業内容のわかるものについて、「パンフレット等」とありますが、パンフレット以外は何が想定されますか？事業内容のわかる会社説明資料でも問題ないですか？	リーフレットやチラシなど紙媒体の資料全般を指します。